

事 務 連 絡

令和5年6月15日

障がい者・障がい児福祉サービス提供事業所 様

塩尻市長 百 瀬 敬

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて

日ごろは、障がい者福祉の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記の件につきましては、令和2年4月27日付け事務連絡でお示ししたとおり、事前に市村へ届出を行い、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等できる限りの支援の提供を行った場合は、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものと認め、報酬請求の対象としてきたところ です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更（令和5年5月8日以降）に伴い、国における臨時的取扱いが終了となっていることを踏まえ、当該取扱いにつきましても令和5年5月7日をもって終了とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、当該取扱いについては、市村ごとに取扱いが異なることによる混乱を避けるため、松本障害保健福祉圏域8市村において調整を行い、共通の方法で実施してきた経過がありますが、本取扱いの終了につきましても、圏域市村共通で実施するものであることを申し添えさせていただきます。

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市 福祉課 障がい福祉係

担当：大村 一

TEL：0263-52-0280 （内）2115

FAX：0263-52-7732

Mail：shogaifukushi@city.shiojiri.lg.jp